

桜美林大学における研究活動の不正行為に関する規程

平成 29 年 3 月 9 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)に基づき、桜美林大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為への対応について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この規程は、本学で行われるすべての研究活動に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、前項に規定する不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいい、その用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適正な表示なく流用すること。

3 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生及び本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、適切かつ公正な研究活動を行うとともに一切の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を受けなければならない。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究倫理の遵守を周知し、不正行為への対応に関する管理と権限を有する者とし、担当副学長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究倫理教育を定期的に行うものとする。

3 研究倫理教育責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

4 研究倫理教育責任者は、研究活動の不正行為の防止や、不正があった場合の調査等の対応について、その実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(研究資料等の保存・開示)

第7条 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を確保するため、論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

2 前項に規定する論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等の保存期間は、当該論文等の発表後10年間とする。

(告発等の取扱い)

第8条 研究活動上の不正行為に関する告発に対応するため、告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口を総務課に設置する。

2 告発や相談は、電話、FAX、書面、電子メール又は面談などを通じて行うものとする。

3 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

4 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをする。

5 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。

- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 特定不正行為が行われようとしている又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 8 告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があることとし、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得るものとする。
- 9 受付窓口は、不正行為に関する告発があった場合は、研究倫理教育責任者へ速やかに報告する。
- 10 研究倫理教育責任者は、受付窓口に寄せられた相談、告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 11 調査事案が漏えいした場合、研究倫理教育責任者は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の如何に関わらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 12 研究倫理教育責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 13 研究倫理教育責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 14 告発の受け付けや調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案に関与しないものとする。

(予備調査)

第9条 告発を受けた場合は、研究倫理教育責任者は、予備調査委員会を立ち上げ、予備調査を行うとともに告発を受け付けた翌日から原則として30日以内に本調査を行うか否かを決定する。

- 2 予備調査委員会は、予備調査にあたる委員若干名によって構成するものとし、研究倫理教育責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告

発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 4 予備調査委員会が必要と認めた場合は、調査対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等を保全する措置をとることができる。
- 6 予備調査委員会が必要と認めた場合は、研究倫理教育責任者の承諾を得た上で、予備調査委員会以外の者に意見を聞くことができる。
- 7 予備調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 8 予備調査委員会は、予備調査の結果を研究倫理教育責任者に報告する。
- 9 本調査を行わないことを決定した場合は、研究倫理教育責任者は、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合は、予備調査に係る研究資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第10条 研究倫理教育責任者は、本調査の実施が決定した翌日から、原則として30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始する。最高管理責任者は、本調査の実施の決定その他の報告を、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うものとする。

2 研究倫理教育責任者は、本調査を行うことが決定されたときは、その旨を書面によって次の各号に掲げる者に通知するとともに本調査への協力を求めるものとする。

- (1) 告発者
- (2) 被告発者
- (3) 被告発者の所属する部局等の長（当該被告発者が所属していた部局等の長又は被告発者が現に部局等の長である場合は、当該部局等の教員のうち研究倫理教育責任者が指名する者）
- (4) 被告発者の所属する機関の長（被告発者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。）

(調査委員会)

第11条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長（研究倫理教育責任者が指名する教員）
 - (2) 委員（研究倫理教育責任者が指名する教職員（若干名）及び委員長が必要と認める教職員）
 - (3) 本学に属さない外部有識者
- 2 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

- 3 調査委員会が必要と認めるときは、研究倫理教育責任者の承諾を得た上で、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 調査委員会は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる事項をつかさどる。
 - (1) 研究の不正行為の疑義に関する調査を行うこと。
 - (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。
 - (3) その他対象となる事案に関する必要なこと。
- 5 調査委員会は、論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取すること、再実験を要請すること等必要な権限を有する。
- 6 調査委員会は、公平性及び中立性を確保するとともに、速やかに調査しなければならない。
- 7 調査委員会は、本調査終了後、結果を速やかに研究倫理教育責任者に報告しなければならない。
- 8 研究倫理教育責任者は、調査委員の氏名や所属を、告発者及び被告発者に示すものとする。

(異議申立て)

- 第12条** 告発者及び被告発者は、調査委員の氏名及び所属を示された日から7日以内に、理由を付して調査委員の選任について研究倫理教育責任者に異議を申立てることができる。
- 2 研究倫理教育責任者は、異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

- 第13条** 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データその他の研究資料等の精査、関係者からの事情聴取、調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。
- 2 前項に規定する調査に当たっては、調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
 - 3 第1項に規定する再実験を行う場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会が合理的に必要なと判断する範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
 - 4 調査委員会が本学以外の機関において本調査を実施することが必要と判断したときは、最高管理責任者は、当該機関に本調査の協力を要請するものとする。また、関係者へ調査委員会の調査権限について周知する。

(本調査の対象となる研究活動)

第 14 条 本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(証拠の保全措置)

第 15 条 調査委員会は本調査に当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る研究資料等を保全する措置をとる。

2 前項に規定する研究資料等が本学以外の他の機関に保存されているときは、最高管理責任者は、当該機関に対して研究資料等の保全を要請するものとする。また、本学が調査機関となっていない場合で、告発された事案に係る研究活動が本学で行われたときは、最高管理責任者は当該調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る研究資料等を保全する措置をとる。

3 本学は、前項に規定する措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない。ただし、最高管理責任者が特に必要があると認めたときは、告発に関連する研究活動の停止を命ずることがある。

(本調査の中間報告)

第 16 条 本学は、告発された事案に関する研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告書を当該配分機関等に提出するものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 17 条 調査委員会は、本調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、原則として調査委員会が本調査を開始した日から 150 日以内に特定不正行為の調査内容を取りまとめる。

2 調査委員会は、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第 2 項及び前項に規定する認定を終了したときは、直ちに研究倫理教育責任者に認定結果を報告するものとする。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第 19 条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

第 20 条 調査委員会は、前条に定める被告発者からの説明及び本調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うものとする。ただし、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

2 調査委員会は、データや実験・観察記録の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 21 条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに書面によって次の各号に掲げる者に通知するものとする。

(1) 告発者

(2) 被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したものを含む。以下同じ。）

(3) 被告発者の所属する部局等の長（当該被告発者が所属していた部局等の長又は被告発者が現に部局等の長である場合は、当該部局等の教員のうち研究倫理教育責任者が指名する者）

(4) 被告発者の所属する機関の長（被告発者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。）

2 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定し、告発者の主たる所属機関が本学以外の場合は、当該所属機関の長にその旨を通知する。

(不服申立て)

第 22 条 特定不正行為と認定された被告発者は、前条第 1 項に規定する通知を受け取った日から 14 日以内に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 研究倫理教育責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。さらに、当該被告発者の主たる所属機関が本学以外の場合は、当該所属機関の長にその旨を通知する。最高管理責任者は、当該事案に係る配分機

関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 3 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、研究倫理教育責任者は、被告発者に通知する。さらに、当該告発者の主たる所属機関が本学以外の場合は、当該所属機関の長にその旨を通知する。最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 第1項及び第3項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

（不服申立ての審査）

第23条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、研究倫理教育責任者は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 調査委員会又は前項に規定する調査委員会に代わる者（以下「調査委員会等」という。）は、特定不正行為があったと認定した被告発者又は悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 3 調査委員会等は、不服申立てを却下又は再調査開始すべきものと決定した場合は、直ちに研究倫理教育責任者に報告するものとする。
- 4 本学は、不服の申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。

（再調査）

第24条 調査委員会等は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合は直ちに研究倫理教育責任者に報告し、研究倫理教育責任者は被告発者に当該決定を通知する。

- 2 調査委員会等が再調査を開始した場合は、調査開始の日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理教育責任者に報告し、研究倫理教

育責任者は当該結果を被告発者及び告発者に通知する。最高管理責任者は、被告発者が所属する研究機関、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

- 3 第 22 条第 3 項に規定する不服申立てについては、調査開始の日から 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに研究倫理教育責任者に報告するものとする。研究倫理教育責任者は、当該結果を告発者及び被告発者に通知する。最高管理責任者は、告発者が所属する研究機関、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 4 再調査については、第 13 条から第 21 条までの規定を準用するものとする。
- 5 告発者及び被告発者は、再調査の結果に対して異議を申立てることはできない。
- 6 研究倫理教育責任者は、再調査を認めないときは、その理由を被告発者に書面により通知するものとする。

(調査結果の公表)

第 25 条 研究倫理教育責任者は、特定不正行為が行われたと認定したときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、特定不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、この結果を公表する。
- 3 研究倫理教育責任者は、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表するものとする。
- 4 前各項に規定する公表の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 第 1 項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (2) 第 2 項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - (3) 第 3 項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、事案の内容により研究倫理教育責任者が特に必要があると認めるときは、前項の公表内容の一部を公表しないことがある。

(措置)

第 26 条 最高管理責任者は、被告発者に研究活動上の不正行為があったと認めるときは、当該不正行為の重大性、悪質性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 被告発者等に対する懲戒処分、告訴又は告発等
- (2) 被告発者等に対する研究費の使用停止及び返還の命令
- (3) 被告発者等に対する関連論文の取下げ等の勧告

(4) その他被告発者等の研究活動上の不正行為の排除及び本学の信頼性回復のために必要な措置

2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであったと認めたときは、当該告発者の氏名を公表し、当該告発者に対して懲戒処分、告訴又は告発等の適切な措置を講じなければならない。

3 第1項第1号及び前項に規定する懲戒処分については、最高管理責任者は、法令、就業規則及びその他関連諸規程に従って、処分を課すものとする。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月9日から施行する。